

小児整形外科診療における医師の責務と医療安全

長吉総合病院

梁 瀬 義 章

要 旨 医療安全に努め、医事紛争を減らすためには、医師はその責務を自覚し、その責務を果たすべきである。幾ら熟練した医師であっても過誤を起こさないとは限らないが、医療技術が未熟なことによる医療事故は決して起こしてはならない。医師個人の責務としては、診断や治療のための医学知識の充実、手術手技の習熟などがある。患者に対する責務として患者への説明と同意がある。特に小児整形外科では保護者に対する説明と同意が求められる。また、小児整形に限らないが、インフォームドコンセントで大切なことは、各疾患の自然経過を常に知識としてもつこと、治療法についても保存的から手術的治療まで利点・欠点を十分に説明できるだけの知識が要求される。一方的な医師からの説明だけでなく、患者に納得していただき同意を得ることも必要である。小児の骨折治療に際しては、自然矯正(矯正される変形と矯正されない変形治療)、成長障害や過成長、関節症への伸展などについても十分に認識して説明すべきである。医療は患者のために行うものであり、医師は先進医療にのみ熱中するのではなく、負の医療にも目を向け反省することも大切である。

はじめに

医療は常に危険と隣り合わせの行為であり、結果が保証されていない。一般的に医療に携わるものは、医療安全に努め、医師はその責務を自覚し、それを果たすべきである。医師の責務には医師個人の責務と患者に対する責務とがある¹⁾。医師個人の責務には医学知識・医療技術の習得、医療行為を行う際の注意義務、医師法など各種法律の遵守などがある。いくら熟練した医師であっても過誤を起こさないとは限らないが、医療技術が未熟なことによる医療事故は決して起こしてはならない。医師個人の責務としては、やはり自分のおかれている医療機関の医療水準の認識、診断や治療のための医学知識の充実、手術手技の習熟などが求められる。これらの責務を果たせなかったため

の医療事故が発生している。患者に対する責務として患者への説明と同意がある。特に小児整形外科では保護者に対する説明と同意が求められるので、不謹慎な発言などは慎むべきである。また、小児整形に限らないが、インフォームドコンセントで大切なことは、各疾患の自然経過を常に知識としてもつことが大切であり、治療法についても保存的から手術的治療まで利点・欠点を十分に説明できるだけの知識が要求される。一方的な医師からの説明だけでなく、患者に納得していただき同意を得ることも必要である。例えば、小児の骨折治療に際しては、自然矯正(矯正される変形と矯正されない変形)、成長障害や過成長、関節症への伸展などについても十分に認識して説明すべきである。上述した注意点に関連し、これまで問題となった事例を紹介しながら述べる。

Key words : medical malpractice(医事紛争), informed consent(説明と同意), role of physicians(医師の責務), medical risk management(医療安全管理)

連絡先 : 〒 547-0016 大阪市平野区長吉長原 1-2-34 長吉総合病院 梁瀬義章 電話(06)6709-0301
受付日 : 平成 20 年 2 月 18 日

日常の診療における医師の一般的責務

1. 医師個人の責務

医師個人の責務としては、常に医学知識の習得につとめ、医療技術も十分に習得したうえで、臨床に応用すべきである。新しい手術手技(内視鏡下手術など)を十分に研修しないまま、試してみたかったという理由で施行し、患者を死にいたらしめ、医師が業務上過失致死で逮捕されるという事件が報道されている。診断においても十分な鑑別診断を行ったうえで、治療法を決定すべきである。紹介する事例は3年間経過をみた斜頸の患者を筋性斜頸と誤診をし、手術時に腕神経叢不全損傷を起こしたため、裁判となり、医師の過失が認定されている。

“症例：1歳、男児。平成5年、先天性筋性斜頸と診断され、経過観察をうけるも改善しないため、3歳で手術を受けた。しかし、右肩と右肘の運動障害を残したため、診断および治療ミスだとして、当該病院に5300万円の損害賠償を求めて提訴した。裁判所は手術の適応ならびに手術手技に過失があったとして、治療費や慰謝料など760万円の支払いを命じた。(平成16年〇月20日、K新聞)”

本件は、結果的には筋性斜頸でなく、瘻性斜頸であったと思われるが、整形外科医である当事者は、その辺の鑑別を十分に行わず、手術で典型的な胸鎖乳突筋の病変がなかったため、手術時に深追いしすぎたのか、腕神経叢不全損傷をきたしたものである。整形外科で扱う斜頸は、筋性斜頸のほか骨性斜頸、炎症性斜頸が主であるが、他に瘻性斜頸、眼性斜頸、耳性斜頸、習慣性斜頸、心因性斜頸などもあることを念頭において診察すべきである。医事紛争にはこのように鑑別が不十分であったために、患者サイドに後遺症などが残ったことが原因の事例がみられるため、たえず医学知識の習得に心がけるべきである。

2. 患者に対する責務

医師として医師個人の責務以外に、患者に対す

る責務を果たすことも重要である。診療上の患者に対する一般的責務としてインフォームドコンセントがある。患者への情報の提供(説明)、患者の理解、それに対する患者の同意を得ることである。患者の症状を聞き、病名を告げ、行う検査や治療の内容や目的を説明することはもっとも基本となる。さらにこれら検査や治療により予測される結果やそれに伴う危険性について説明し、これら医療行為以外に方法があるか否か、これらを受けないことによって起こりうる結果などについて説明し、患者の理解を得ることが重要である。医師は患者に理解してもらったと思っていても、時に医師の常識と患者の常識の間に差があり、後でそのような説明は受けなかったなどの紛争が起こることがある。同意を得る場合も、高圧的になるのではなく、患者に選択させるようにすべきである。小児の事例ではないが、小児整形外科においても起こりうる事例を紹介する。

“下腿骨折の患者に対し、手術的治療の必要性、合併症、後療法などについて説明し、患者の同意を得て手術を行い、手術自体は問題なく施行されたが、術後に感染を起こし下腿切断となった事例がある。患者サイドは手術をしなければ感染は起こらなかった筈である。しかし、保存的治療については一切説明がなく、医師に説明義務違反があったとして提訴した。裁判所は医師の説明義務違反を認め、30万円の慰謝料を認めた。(大阪地裁、平成13年10月26日)”この事例にみられるごとく、手術に伴う感染は、余程でない限りは不可抗力とされるが、説明義務に関しては医師の責任が問われている。他に、古い事例であるが、手術前に、すべて医師にお任せし、一切異議は申しませんという手術承諾書を書いていたが、手術の際に関係のない血管を損傷し、健常組織が壊死となり、その部を切除され、患者側が控訴して、医療サイドが敗訴した事例がある。一般的な合併症は免責されても、明らかな過失を伴った場合は免責されないので、注意が必要である。

3. 患者の自己決定権

インフォームドコンセントに関連して、患者の自己決定権侵害とされる事例がある。すなわち、①同意権(承諾権)の侵害；医療行為は同意あつてのもので、説明不足は患者の同意権(承諾権)の侵害となる。②選択権の侵害；前述したごとく、観血的治療と非観血的治療の説明をせず、手術的治療を行ってトラブルとなった場合、どちらの医療を選択するか自己決定権の侵害となる。小児整形では両親が関係してくるため、注意が必要である。

小児整形外科診療での説明義務と安全管理

1. 小児の骨折の特徴と説明義務

小児の骨折は成人の場合と異なり、関節近傍での骨折など幾つかの注意が必要である。一側の骨膜の連続性が保たれた騎乗位転位、断裂した骨膜の嵌頓による整復障害、骨折線と成長軟骨版の存在、自然矯正の有無など、十分なる知識をもったうえで、説明すべきである。

2. 小児骨折治療で時に紛争となる事例

小児の長管骨骨折では、角状変形が残っても、多くの場合自然矯正される。しかし、自然矯正されるか否かなどについては、十分な医学知識をもったうえで、患者サイドに十分な説明をしておかなければならない。小児の骨折治療でときどき問題となる事例について説明する。

A. Monteggia 骨折診断遅延

医事紛争で時にみられるのが、Monteggia 骨折後の変形治療である。受傷直後の X 線写真で、尺骨骨折にのみ気を取られ、骨癒合後に橈骨頭の脱臼に気づき患者サイドとトラブルになる。脱臼が遺残すれば、矯正骨切り術が必要となるため、その治療に要した費用や入院に対する慰謝料などの金銭面での責務が生じる。このような場合は医療サイドが誠意をもって対応すれば、裁判などにはならず、民事で対応可能かと思われる。

B. 果上骨折後の変形

小児の上腕骨果上骨折や外果骨折後に変形を遺

残し、美容上や機能上に問題が残ればやはり矯正骨切り術が必要となる。この場合も患者サイドからクレームがあれば、矯正手術に要した治療費や入院した場合は入院慰謝料などを支払って解決しなければならない場合がある。

C. Volkmann 拘縮

Volkmann 拘縮も、起こってしまうと患者サイドの機能には重大な障害を残してしまうため、十分な経過観察と早期の対応が必要である。肘関節周辺の骨折治療の際には看護師などにも経過観察に懈怠がないよう、5P サインのチェックなど指導すべきである。治療後の管理不備などのために拘縮を残すと責任が問われる。労災後遺障害 7 級に該当し、障害は永続するため、遺失利益も含めると高額な賠償責任を問われることになる。

医師法で定められた医師の業務と医事紛争

医師法には第 19 条から 24 条に医師の業務に関する義務が決められている。24 条の診療録の記録と保存は最も基本的なことであるが、第 19 条の応召義務が時に問題となる。最近、救急車の受け入れを拒否する医療機関が問題となってマスコミで報道されている。しかし、これは医療機関のみの責任ではなく、社会全体に責任がある。現在、マスコミで医療過誤報道が多くなされ、刑事訴追が増え、患者の権利意識が変わってきているため、医療サイドもつい専門外には手を出さなくなっている。昔は皮膚科医や内科医が時間外に創傷の縫合処置をすれば感謝こそされ、説明義務違反などの文句を言われなかった。しかし、最近では、もし腱断裂を見逃し、数日後に腱断裂が他院で指摘されたりすると、治療結果に影響しなくても、何故最初に指摘してくれなかったのかと文句を言われる時代である。マスコミで、救急車の受け入れ拒否が問題視されているが、その背景には患者サイドの訴訟の増加がある。日常ほとんど生命に関わる疾患に遭遇しない整形外科医は、当直で頭部外傷や腹痛患者を診なくなつて当然と思われる時代になってきている。もしも誤診をしたり、他院

へ紹介して別の診断がなされたりして、患者が警察に訴えると、刑事事件で業務上過失致死罪として書類送検される時代である。医師法 19 条には、「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではいけない。」と規定されている。正当な事由とは①医師が旅行中に診療を頼まれた場合、②医師の健康上の問題がある場合、③時間外診療、④専門外診療などである。この専門外診療が昔に比べてより医療サイドがこだわるのも、既述した訴訟を避け、自己防衛の顕著な結果かと思われる。医療水準の定義も問題ではあるが、自分のところでは設備やスタッフ、能力などで、手に負えない場合はより高次の医療機関に紹介することも大切である。責任感や日常の付き合いなどから、専門外の患者を他院へ紹介せず、長く関与しすぎて問題となる事例が増加しすぎである。

専門外診療と注意義務に関しては、

① 医師が専門外の診療をしたことで過失の推定を受けることはない、

② 医師が専門外ということで注意義務が軽減されることもない、

③ 専門外の診療に自信がなければ、患者にその旨を説明して転医を勧めるべき、とされている。

さいごに

医療ミスは医師の資質と関係なくどの医師にも起りうることを念頭におき、われわれ医師は日々の研鑽を積むのはもちろん、公表された医療事故から得られる教訓をしっかりと頭のなかに刻み込み、同じような事故を繰り返さないようにすることが大切である。医師個人の責務と患者に対する責務を実践し、細心の注意を払った医療行為と誠意を持った対応をすべきである。小児整形外科分野においては、患者サイド特に両親との信頼関係の構築が大切で、診療行為前のインフォームドコンセントや治療に万全を尽くすことは勿論であるが、医療行為後のケアも大切である。

文 献

- 1) 梁瀬義章：整形外科医事紛争とリスクマネジメント，整形外科 58：1505-1509，2007.

Abstract

Role of Physicians and Risk Management in the Pediatric Orthopaedic Surgery

Yoshiaki Yanase, M. D.

Nagayoshi General Hospital

Medical practice always goes hand-in-hand with danger and there are no guarantees of success. Those who are involved with medical treatment have to focus on medical safety and physicians have to be aware of and fulfill their responsibilities. The responsibilities of physicians include those in respect to the physicians themselves, as well as those toward patients^{*1}.

As responsibilities in respect to doctors, they must acquire medical knowledge and techniques, pay careful attention when conducting medical practice and observe various laws and regulations, including the Medical Practitioners Law, etc. Although even skilled doctors can make a medical error, medical accidents **caused** by immature medical techniques should never occur. Doctors are required to know the level of medicine of the organization they belong to, enrich their medical knowledge for making diagnoses and providing treatment and obtain a mastery of surgical techniques as responsibilities concerning themselves. Nevertheless, medical accidents caused by doctors not fulfilling such responsibilities have occurred in the past.

Responsibilities toward patients include providing them with explanations and obtaining their consent. Pediatric orthopedists in particular should avoid inappropriate remarks because they are required to provide explanations to and obtain consent from children's guardians. In addition, although not limited to pediatric orthopedics, what is important for doctors in obtaining informed consent is to always have knowledge on the natural course of each disease and to be able to provide sufficient explanation on the advantages and disadvantages of treatments, including those conservative and operative. They need to obtain consent based on a patient's satisfactory understanding, rather than unilaterally providing an explanation. For example, doctors treating a broken bone in a child should have sufficient knowledge on be accountable to patients for spontaneous correction (malunions that will and will not be corrected), growth impairment and overgrowth and development into arthropathy, etc.